



2022年5月11日

各位

会社名 ユナイテッド株式会社
代表者名 代表取締役社長 早川 与規
(コード番号：2497 東証グロース市場)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、2022年6月16日開催予定の当社第25期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー総会)の開催が認められたことに伴い、当社定款第12条第2項を追加するものであります。バーチャルオンリー総会は、株主総会の活性化・効率化・円滑化のほか、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止にも資するものです。なお、定款第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分です)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。	<現行どおり>

<p style="text-align: center;"><新設></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月16日
定款変更の効力発生日	2022年6月16日

以上

■本リリースに関するお問い合わせ

ユナイテッド株式会社 IR担当

Tel: 03-6821-0008 E-mail: ir@united.jp